

エステの無料体験に誘われ 化粧品の高額契約を

※契約商品 エステ・化粧品

※契約者 20代女性

「相談事例」

「エステの話聞きに行こう。無料体験もある」と友人に誘われ出かけてみた。いろいろな説明を受け、美顔エステサービスと化粧品購入をしつこく勧められた。

勧誘が強引だったため断りきれず、やむなくエステ及び化粧品購入の契約をしてしまった。

家に帰りもう一度考えてみると、それほど必要性もなく、購入金額が高額であるため、翌日同店に出向いて解約の申し出を行った。

ところが、店側にうまく丸めこまれ、あきらめて商品を開封、1回分使用した。

支払いが困難で解約したいのですが。

＜処理結果＞

消費生活センターより

①クーリング・オフ期間中の解約の申し出の拒絶

②支払困難などの問題を伝える

その結果、美顔エステは解約、化粧品は一部を販売店が引き取り、使用化粧品分は損料として支払うことで合意した。



＜アドバイス＞

- 熱心に勧められても、本当に必要なものかをよく考えてきめましょう。
- 購入にあたっては、一度に高額な契約をすることは避け、必要な範囲内で商品購入しましょう。
- 契約日から8日間は「クーリング・オフ制度」が適用になり、その後は中途解約ができます。契約書面などでしっかり確認しておきましょう。

*** エステサービス契約は、関連商品も含めてクーリング・オフ及び中途解約が認められています**（ただし、

- ①対象契約はサービス期間が1カ月、金額が5万円以上のもの。
- ②中途解約に伴う損料の上限額は、サービス開始前は2万円、サービス開始後は2万円または、契約残額の10分の1（いずれか低い額）。

犯罪被害にあわないために

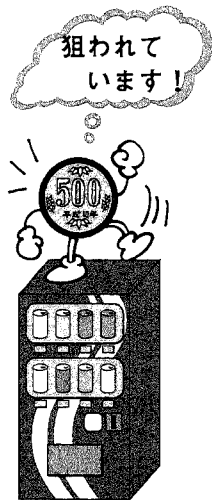


最近、都留署管内では、「自動販売機荒らし」の発生が続いています。被害の範囲は特定されませんが、概して夜間、人気の少ない暗い場所を狙われています。

「自動販売機荒らし」の手段には、鍵穴を破壊して中の現金を盗むものが多いので、売上金だけの被害にとどまらず、自動販売機自体の修理代もかさんでしまいます。「自動販売機荒らし」の被害にあわないために次のことに注意しましょう。

- 売上金はこまめに回収し、販売機内には必要最小限の現金を補充する
- 保安装置(チェーンロック・防犯ブザーなど)の設置、点検を
- 最新型の鍵穴取り付けを(イタズラされにくい鍵穴を取り付け、鍵穴を破壊されないようにします)

自動販売機を管理されている方は、保険に加入されている場合がほとんどだと思います。たとえ修繕費はからなくても、犯罪の被害にあうことは決して喜ばしいことではないはず。被害にあわないように、組・自治会などで協力し合い、防犯体制を確立しましょう。



侵入どろぼうの被害にあわないために

今年に入ってから、都留市内各所で、侵入どろぼうの被害が報告されています。主な手口は、窓ガラスを割って侵入するもので、現金などの被害が出ています。侵入どろぼうの被害にあわないために、留守にするときは、雨戸を閉めるなどして、侵入しにくくしましょう。